

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2023年11月1日

(第56期) 至 2024年10月31日

株式会社ソフトウェア・サービス

大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号

(E05376)

目 次

頁

第56期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【沿革】	4
3【事業の内容】	5
4【関係会社の状況】	6
5【従業員の状況】	6
第2【事業の状況】	7
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	9
3【事業等のリスク】	11
4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
5【経営上の重要な契約等】	17
6【研究開発活動】	17
第3【設備の状況】	18
1【設備投資等の概要】	18
2【主要な設備の状況】	18
3【設備の新設、除却等の計画】	18
第4【提出会社の状況】	19
1【株式等の状況】	19
2【自己株式の取得等の状況】	22
3【配当政策】	23
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】	24
第5【経理の状況】	40
1【連結財務諸表等】	41
2【財務諸表等】	66
第6【提出会社の株式事務の概要】	76
第7【提出会社の参考情報】	77
1【提出会社の親会社等の情報】	77
2【その他の参考情報】	77
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	78

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年1月27日
【事業年度】	第56期（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）
【会社名】	株式会社ソフトウェア・サービス
【英訳名】	Software Service, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 宮崎 勝
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号
【電話番号】	06（6350）7222（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部次長 正田 就康
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号
【電話番号】	06（6350）7222（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部次長 正田 就康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
売上高 (百万円)	20,499	25,276	27,569	33,720	38,425
経常利益 (百万円)	3,405	4,338	4,909	6,591	7,336
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,347	2,998	3,399	4,864	5,328
包括利益 (百万円)	2,336	3,050	3,413	4,881	5,380
純資産額 (百万円)	23,228	25,815	27,266	31,642	36,431
総資産額 (百万円)	27,374	31,580	33,734	39,916	44,893
1株当たり純資産額 (円)	4,272.70	4,751.95	5,214.02	6,052.69	6,964.67
1株当たり当期純利益 (円)	431.67	551.80	628.54	930.35	1,018.92
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	84.9	81.7	80.8	79.3	81.2
自己資本利益率 (%)	10.1	12.2	12.8	16.5	15.7
株価収益率 (倍)	26.0	13.0	13.1	9.2	12.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,490	3,380	3,329	5,591	7,204
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△111	△2,130	△3,443	637	△2,157
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△489	△532	△1,870	△623	△626
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	6,371	7,089	5,105	10,710	15,129
従業員数 (名)	1,472	1,579	1,623	1,640	1,706

(注) 1. 連結子会社の企業結合日（みなし取得日）を第52期連結会計年度末日としているため、第52期においては連結範囲に含めた子会社の業績は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第52期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第54期の期首から適用しており、第54期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5. 第56期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第52期から第55期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
売上高 (百万円)	20,499	24,150	26,183	32,512	37,334
経常利益 (百万円)	3,416	4,153	4,700	6,344	7,155
当期純利益 (百万円)	2,355	2,880	3,256	4,704	5,205
資本金 (百万円)	847	847	847	847	847
発行済株式総数 (千株)	5,488	5,488	5,488	5,488	5,488
純資産額 (百万円)	23,235	25,693	27,010	31,217	35,878
総資産額 (百万円)	26,946	31,004	33,172	39,121	44,072
1株当たり純資産額 (円)	4,274.13	4,729.53	5,165.14	5,971.31	6,858.99
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	85.00 (-)	95.00 (-)	100.00 (-)	120.00 (-)	140.00 (-)
1株当たり 当期純利益 (円)	433.10	530.07	602.10	899.79	995.35
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	86.2	82.9	81.4	79.8	81.4
自己資本利益率 (%)	10.6	11.8	12.4	16.2	15.5
株価収益率 (倍)	25.9	13.6	13.7	9.6	12.9
配当性向 (%)	19.6	17.9	16.6	13.3	14.1
従業員数 (名)	1,424	1,534	1,570	1,589	1,650
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	97.0 (97.1)	63.2 (125.6)	73.0 (124.3)	77.2 (148.9)	114.4 (182.3)
最高株価 (円)	12,400	11,310	8,700	11,790	16,840
最低株価 (円)	6,210	7,040	5,220	7,930	8,660

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第54期の期首から適用しており、第54期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 第56期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第52期から第55期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

2 【沿革】

年月	事項
1969年4月	大阪市北区曾根崎において株式会社ソフトウェア・サービスを設立
1970年4月	ミニコンによる導入型医療情報システムを開発、発売
1971年4月	3時間ドックシステムを開発、発売
1972年4月	オフコンによるセンター利用型医療情報システムを開発、発売
1978年3月	本店を大阪市北区西天満に移転・登記
1984年9月	UNIXによる医療情報システム提供開始
1986年3月	本店を大阪府吹田市に移転・登記
1990年4月	株式会社病院システム研究所を設立
1994年5月	調剤薬局向けWINDOWS版医療情報システムの提供開始
1994年10月	精神病院向けWINDOWS版医療情報システムの提供開始
1995年5月	一般病院向けWINDOWS版オーダーリングシステム（初期バージョン）『CHITOS』（CSS Hospital Total Ordering System）の提供開始
1997年1月	WINDOWS版オーダーリングシステム（旧バージョン）『NEWTONS』（New Technology Ordering Network System）の提供開始
2000年4月	WINDOWS版電子カルテシステム（旧バージョン）『e-カルテ。』の提供開始
2001年10月	株式会社病院システム研究所を100%出資子会社化
2002年10月	子会社である株式会社病院システム研究所の商号を株式会社エスエスサポートに変更
2003年1月	本社ビルを大阪市淀川区西宮原に竣工 本店を同様に登記
2003年8月	厚生労働省標準的電子カルテ推進委員会に参画
2004年2月	大阪証券取引所 ヘラクレスへ上場
2005年4月	『プライバシーマーク』認証取得
2008年5月	本社ビルを大阪市淀川区宮原に竣工
2009年11月	『国際規格ISO9001』認証取得
2010年6月	オーダーリングシステム（現行バージョン）『NEWTONS 2』及び 電子カルテシステム（現行バージョン）『新版e-カルテ。』の提供開始
2010年10月	大阪証券取引所 JASDAQへ上場（市場統合）
2012年1月	東京オフィスを開設
2013年7月	東京証券取引所 JASDAQへ上場（市場統合）
2013年11月	S-S-MIXデータを利用した「診療情報開示システム」を提供開始 ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）20医療機関にて本格稼働開始
2014年8月	本社ビルを大阪市淀川区西宮原2丁目6番1号に竣工 本店を同様に登記
2014年11月	株式会社オー・エム・シーと合併
2015年3月	『情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）』認証取得
2016年3月	電子カルテシステム『e-カルテ。』商標登録
2017年5月	沖縄ブランチを開設
2017年11月	地域包括ケアシステム『CareMill。』（ケアミル。）』商標登録
2018年7月	医療用画像管理システム『SeavoPACS。』及び 汎用画像診断システム『SeavoView。』商標登録
2018年9月	九州ブランチ開設
2020年8月	ユタカインテグレーション株式会社を100%出資子会社化
2022年4月	東京証券取引所 スタンダード市場へ移行
2022年6月	東京支社を東京都大田区に竣工（東京オフィスは廃止）
2023年3月	北海道ブランチ開設
2023年4月	SSI-CSSIRT NCA（一般社団法人日本コンピュータセキュリティインシデント対応チーム協議会）正式加盟
2023年6月	九州ブランチ移転
2024年8月	子会社であるユタカインテグレーション株式会社の商号を株式会社エスエスネットに変更

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社2社で構成され、その概況は次のとおりであります。

医療情報システムの開発・販売・導入

オーダーリングシステム、電子カルテシステムをはじめとした医療情報システムの開発・販売から導入を行っております。

保守サービス

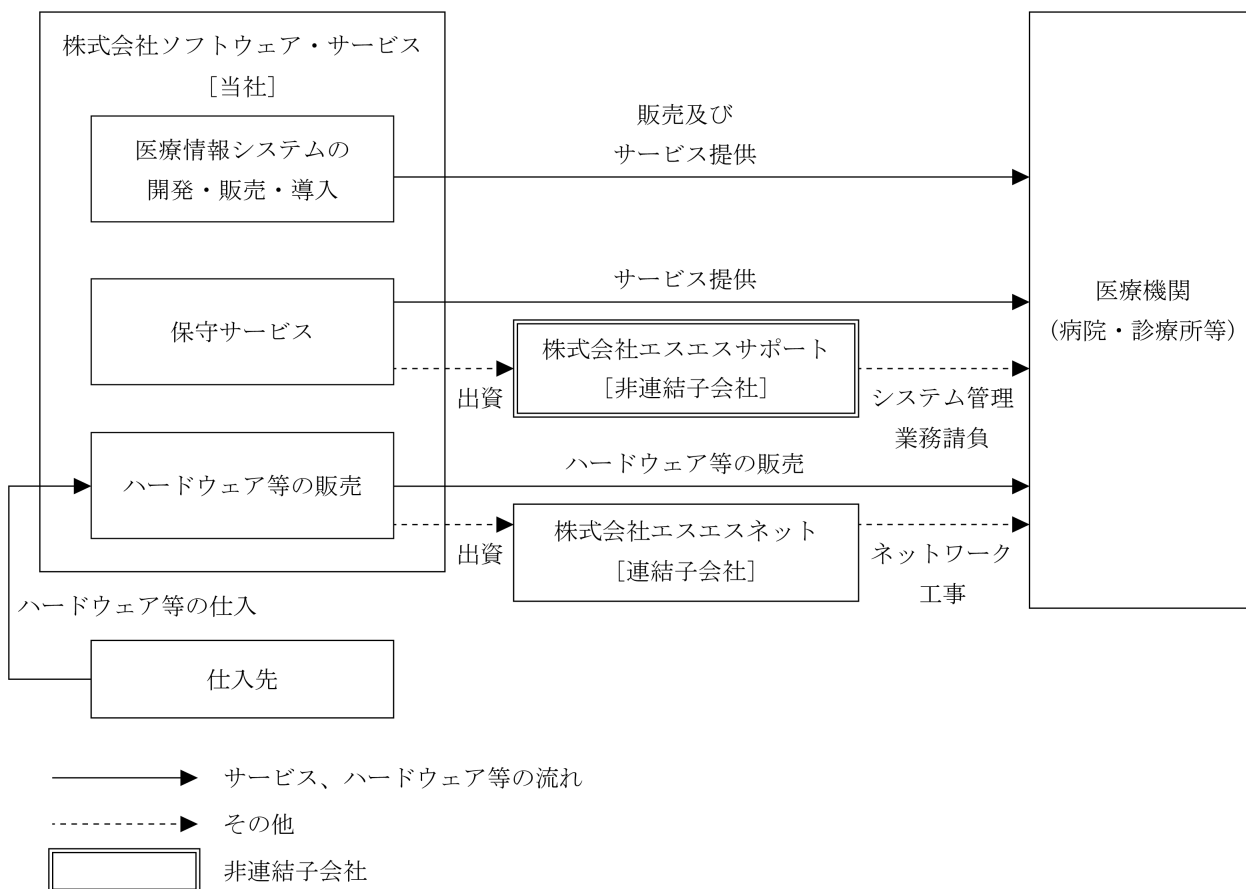
当社グループの医療情報システム導入ユーザーに対し、オンラインネットワークを利用した保守サービスを提供しております。

ハードウェア等の販売

当社グループの医療情報システム導入に伴い、必要となるサーバー等の販売を行っております。

なお、当社グループは、医療情報システム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エスエスネット	大阪市城東区	25	情報機器の企画、 設計、設置、工 事、運用、保守等	100.0	院内ネットワーク 工事の委託、役員 の兼任

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. ユタカインテグレーション株式会社は、2024年8月1日付で株式会社エスエスネットに社名を変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
医療情報システム事業	1,706
合計	1,706

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当社グループは医療情報システム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

2024年10月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
1,650	32.93	8.67	5,692

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当社は全社員年俸制であります。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に 占める 女性労働者 の割合 (%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率 (%) (注2)	労働者の男女の 賃金の差異 (%) (注1)			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
11.6	63.3	76.9	77.8	88.0	—

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

経営理念

人を活かすシステムの創造で社会に貢献します。明日の健康、医療、介護を情報システムで支援いたします。

基本ポリシー

「専門特化」：健康・医療・介護分野に特化したシステムを開発し、専門性を発揮する。

「創造価値」：無から知識・技術・経験を活かした価値を自ら創造する。

「自主独立」：開発・販売・導入・保守を一貫して自社で行う。

(2) 経営環境

我が国の推計によると、将来において人口減少・高齢化率の上昇が見込まれており、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療の提供が求められております。

持続的な医療提供体制の構築に向けて、行政の主導で医療分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）が推進されております。

- ・全国医療情報プラットフォームの構築
- ・電子カルテ情報の標準化（HL7 FHIR規格）
- ・診療報酬DX

これら政策の中核となる電子カルテをはじめとする医療情報システムは全ての医療施設への導入が目標とされており今後も普及拡大が進むものと考えられます。

また、既に医療情報システムを導入している医療機関等でのリプレース市場も活発化してきており、引き続き医療情報システム市場における競争は激しさを増しております。

(3) 経営戦略・目標とする経営指標

当社グループは、経営理念を実現し、社会に貢献し続けることが使命と考えております。その達成に向けて以下の3つを軸とした経営戦略のもと、成長過程にある医療情報システム市場での確固たる地位を確立し、企業価値の向上を目指してまいります。

① シェアの拡大

成長過程にある医療情報システム市場においては、より多くの医療機関等へ当社システムを導入し、一定の存在感・発言力を維持することが継続的な事業拡大において重要であると考えております。2025年10月期末までに導入施設数1,000施設以上(※)を目標とし、継続的なユーザーの確保を進めてまいります。

② 保守サービスの拡充によるストック型収益の確保・拡大

保守サービス等のストック型収益を拡充することは、当社グループの市場における確固たる地位の確立につながるのみならず、短期的には経常的な収益に、中長期的には経営基盤の安定にもつながるため重要であると考えております。新規ユーザーを獲得すると同時に、既存ユーザーにも継続利用してもらうことでストック型収益の確保・拡大に取り組んでまいります。

③ 収益力の強化

今後ますます激化する市場競争に対応し、確実かつ継続的な成長をしていくために、現状に甘んじることなく、効率的なシステム導入の実現などを通して、収益力の強化を行っていくことが企業価値の向上につながると考えております。経常利益率20%以上を努力目標値とし、収益力の強化を図ってまいります。

当連結会計年度では、926施設（前年比69施設増加）、保守売上高9,171百万円（前年同期比13.8%増）となり、経常利益率19.1%となりました。

※注 当連結会計年度より、従来の「ユーザー数」での集計を廃止し、より実態に近い導入稼働施設数へ集計を変更しております。

(4) 対処すべき課題等

① 人財の増強、定着及び継続的な教育

当社グループは開発から販売・導入・保守を全て一貫して自社で行うため、人財の増強の成否が事業の拡大に大きな影響を及ぼします。

継続的にシステム・サービスの品質を向上・拡充、変化するニーズを充足するためには、医療や介護といった専門領域の知識やそれを具現化するIT分野における専門知識が求められます。

そのために当社グループでは新卒採用を中心に人員の充実に努め、また、社員が中長期で活躍できる環境を整えることで社員の定着に努めております。さらに、全社をあげた体系的な教育体制の確立のために各部横断の委員会を作り、社内教育のコンテンツを充実させ、社員に還元することで人財の充実に努めております。

② 製品ラインナップ拡充、品質の向上による販売強化

先進技術の発展に伴い、医療現場のニーズは日進月歩であり、常に成長・変化に対応し続け、毎年着実にシステム導入をすることが経営戦略上重要であると考えております。

当社グループは、主力製品である電子カルテシステムとオーダーリングシステムだけでなく、医療機関における様々な部門の業務支援を行うサブ（部門）システムの開発も行っております。また、AI、クラウド等の先進技術を活用したシステム・サービスの研究開発を行っており、試験運用も含め、新製品開発を進めております。このような取り組みを通じ、現場のニーズを捉え、多くの専門職の要望を満たすために、ラインナップの拡充を図り、より品質の高い製品を提供してまいります。

③ 顧客との関係強化

変化し続けるニーズを捉え、確実に対応するためには、医療機関等の現場での情報発信及び情報収集が重要であると考えております。

システム導入中における導入作業及びシステム導入後の保守期間においても、運用相談やフォローを継続し、ユーザーと共存共栄の関係構築を目指してまいります。医療機関におきましては、その地域特性に合わせた病院・病床機能の役割決めや、医療・介護の連携、在宅医療の推進等、新しい医療介護の在り方や取り組みが求められております。その中で、当社グループはユーザーの良きパートナーとして、システムの提供を通して医療の効率化や品質向上、地域連携の実現等をサポートしてまいります。

④ システム導入の効率化

今後、ますます激化する市場競争に対応し、医療機関及び当社グループの双方において、システム導入の負荷を軽減することは、競争上の強みとなり得ると考えております。現状、当社グループの主力製品である電子カルテシステムの稼働までには約4～6ヶ月間を要します。当社グループの培った経験を活かし、システム導入の過渡期～稼働後を見据えた支援、効率的かつ効果的なシステム導入を行うことが、中長期的にも医療機関に寄与するものと考えております。そのためには、導入作業を標準化・効率化し、一定以上の知識・スキルを持った社員を投下できる体制を整えてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

我が国の人口推計によりますと、将来において人口減少・高齢化率の上昇が見込まれております。この事象を背景に、短期的には、増加する医療の需要への対応、中長期的には継続的な医療提供体制の維持といった社会課題が見込まれております。

当社グループは、これらの社会課題に対し、健康・医療・介護情報システムは必要不可欠な社会インフラと認識し、事業を通じて解決を支援していくことで、持続可能な社会を目指してまいります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能性（サステナビリティ）の観点から企業価値を継続的に向上させるため、短期的な業績の責任をミッションにしないスタッフ部門である経営管理部を中心に、サステナビリティに関わる当社グループの在り方を取締役会及び幹部会議に提言・報告しております。取締役会はサステナビリティ全般に関するリスク及び機会の監督に対する責任と権限を有しており、当社グループのサステナビリティに関するリスク及び機会への対応方針及び実行計画等について協議・決議し、監督を行っております。

(2) 戦略

成長過程にある医療情報システム市場においては、より多くの医療機関等へ自社システムを導入し、シェア獲得することで市場での一定の存在感を保持することが、今後の継続的な事業展開において重要と考えております。

将来的な医療提供体制の維持を鑑みた場合に、専門的に継続して事業を行うことが、市場における信頼度・ブランド力の向上につながり、また深化していく現場ニーズへの柔軟な対応を可能にすると考えております。

当社グループは開発から販売・導入・保守を全て一貫して自社で行うため、人財の増強の成否が、中長期的な事業の拡大、シェア獲得に影響を及ぼします。

また、運用コンサルティングを含む導入作業及び保守サービスの拡充のためには、ユーザーにとっての良きパートナー、アドバイザー及びコンサルタントとしての能力が必要となります。これは、短期的に習得できるスキルではなく、一定以上の経験をもった人財が必要とされます。そのような専門性をもった人財を適材適所に配置し、効率的な運営を行ってまいります。

人財戦略に関する基本的な考え方

当社グループにおける、人財の多様性の確保を含む人財育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

医療、介護といった専門領域の知識やそれを具現化するIT分野の両方の専門知識を併せもった人財が外部労働市場に少ないこと、両分野の教育に時間も要することから、当社グループでは新卒採用を中心に人員の充実に努めております。

実力・能力を重視し、国籍・ジェンダーの区別なく、機会均等を採用の基本方針としております。また、事業の中核を担う管理職登用は、国籍・ジェンダー・年齢・新卒・中途採用の区別なく、あくまでも、実績・実力・能力を鑑み、かつ、会社の持続的な発展に貢献できることを期待した上で登用することを基本方針としております。

社員の個性及び自主性を大切にし、社員が商品という考え方のもと、各自が専門性をもったスペシャリストであり、同時に、多くの専門職と協業できるような幅広い基本知識をも併せ持つことを目指し、社員育成の基本方針としております。

採用・教育について

採用につきましては、中途採用、障がい者採用なども行っておりますが、新卒採用に特化した部署を作り、通年かけて積極的に採用活動を全国に対して行っております。

教育につきましては、外部で調達できない専門的な知識・ノウハウが多いことから、社内教育コンテンツの充実を進めております。各部横断の育成のための委員会を作り、業務に必要な専門知識を社員に還元することで人財の充実に努めてまいります。同時に、外部コンテンツを利用した自主的に取り組める動画配信教育サービスの導入等、偏りのない幅広い知識の取得を促し、教育の充実を図っております。

女性の管理職への登用について

現状、管理職を始め、意思決定を行う地位への任用において男女差があり、当社グループはこれを課題と認識しています。2026年3月末までに女性リーダー級（係長相当）比率を2022年10月末時点より3%増やすことを目指すほか、将来の女性管理職を増やすために、候補層を増やす取り組みを行っております。

社内環境整備の基本方針

社員の人格・個性を尊重し、実務経験を重ねた社員が長期的に働きやすい環境を整備するため、以下の基本方針を定めております。

- ・当然に労働災害の防止及び従業員の健康づくりを支援してまいります。
- ・ハラスメント行為を断じて許さず、社員が互いに尊重し合える職場環境づくりに取り組んでまいります。
- ・在宅勤務制度の導入、女性の産前産後休暇・育児休暇取得、男性の育児休暇取得のサポートなど法定以上の対応を取り入れ、育児と仕事が両立できる環境の整備に努めてまいります。
- ・社員のライフステージに合わせて可能な限り部署間・部署内異動にも対応できるように組織体制の整備に努めてまいります。
- ・物価上昇等の社会情勢を鑑みて、適切な賃金設定を目指してまいります。

引き続き、人財に対して積極的な投資を行うことで、当社グループの競争力の源泉になる専門的知識を充実・進展させることで将来的な価値を生み出してまいります。

(3) リスク管理

重要なリスクは、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの各委員会の協議を経て、取締役会へ報告し、監督されております。

サステナビリティに関するリスクへの対応は、経営管理部を中心に、協議・モニタリングされ、その内容は取締役会へ報告しております。サステナビリティに関する機会の識別・評価を行い、重要と認識されたものについては、取締役会へ報告し、監督されております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(2)戦略」において記載した、人財の多様性の確保を含む人財育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績（当事業年度）
従業員数	前期比増 〈每期〉	1,706名
平均勤続年数	前期比増 〈每期〉	8.88年
管理職に占める女性労働者の割合（注）	12.6%（2026年3月末）	11.6%

（注）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。なお、連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定による公表義務の対象ではないため、当指標につきましては、提出会社のみの数値となっております。

3【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社グループとして必ずしも事業上のリスクに該当すると考えていない事項についても、投資家の投資判断、或いは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらリスクの発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 事業・経営戦略に対するリスク

① 当社グループの事業内容について

当社グループは、経営上の基本ポリシーとして「専門特化」を掲げ、電子カルテシステム等の医療情報システムに特化した事業を行っております。電子カルテシステム等の医療情報システムは、業務効率化及び医療サービスの向上といった病院の情報化ニーズに合致したものであり、普及率は高まりつつあります。

しかし、医療の電子化のニーズはあるものの導入時期については、医療機関の予算、設備投資の優先順位、戦略に依存するところもあります。その結果、予想していた収益・シェアを獲得できない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、短期間での医療情報システムへの需要要求に対応できないことによる機会損失、リプレース市場の活発化によるストック型収益の損失・縮小、有力ベンダー数社間の競争激化に伴う大幅な売価引き下げの結果、予想していた収益・シェアを獲得できない場合、中長期的に当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、様々な製品ラインナップの拡充を図り、サービスを含めた品質の高い製品の提供を継続することで高い競争力を保ってまいります。また、システム導入の効率化を図り、コストコントロールや年間導入数を引き上げることで、適正売価での提供とシステムの普及に努めてまいります。同時に、既存ユーザーとの関係強化にも注力し、新たなニーズを的確に捉え、ユーザーと共存共栄の関係構築を目指し、シェアの確保に努めてまいります。

② 人財の確保、育成について

当社グループは、今後の事業拡大及び技術革新に対応できる「医療・介護の業務に対する知識」と「ITに関する専門知識」を有する優秀な人財を継続的に確保し育成することが重要と認識しております。しかし、これらの知識を習得するには数年の経験が必要となり、人財採用から戦力化までの計画が予定どおり進まない場合、中長期的に当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの従業員の大半はシステム関連に従事する技術者であります。今後、人財育成や拡充を図る所存ですが、一挙に大量のコア技術者が社外流出し、代替要員の不在、業務引継ぎ手続きの遅延等が発生した場合にも経営目標に届かない可能性や安定した事業継続・成長を見通せない可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、積極的な採用活動を行って人財を確保し、社内外のセミナー等の教育機会を積極的に提供し、常に専門的な知識の習得やスキル向上の機会・方法を持ち続けることで優秀な人財を継続的に確保し育成することに努めております。

③ 医療情報システム製品の不備について

電子カルテシステム等の医療情報システムは、医療現場でのインフラ設備であり、患者の生命・身体に関する情報に直接関わるシステムであることから、安定性・安全性・堅牢性等への最大限の配慮が必要となります。

当社グループは、品質には最大限の注意を払っておりますが、システム不備による医療事故が発生した場合、医療機関等から損害賠償請求を受け、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、専門部署である品質管理推進室を設置し、システムの見直しや体系的な品質の向上を図り、人財の育成を行うことでシステム不備の発生を回避するよう努めております。

④ 開発・動作環境等の大幅な技術革新について

開発言語、OS等の開発環境、データベース等のバージョンアップ、生産・供給中止があった場合や、めざましい技術革新があった場合に、対応が遅れ、当社グループの製品が適切に順応できなければ、その内容によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、多種多様な協業会社から技術革新に関する情報収集を積極的に行い、早期に技術革新の流れを捕捉できるように取り組んでおります。

(2) 事業環境に対するリスク

① 法的規制について

当社グループが事業展開している医療業界は公的規制、政策動向の影響を受けます。我が国における人口動態を踏まえ、医療分野においても政府は様々な政策を打ち出しております。今後も、政策変更、ガイドラインを含む法的規制、診療報酬改定等による医療制度改革の動向によっては、電子カルテ市場や当社グループの顧客である医療機関の経営方針等への影響が想定され、その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、政策・法規制の変更などにより、当社グループが提供する医療情報システムの新規開発、システムの大幅な改変作業等が発生し対応が遅れる、或いは、適切に対応できない等の事態に陥れば、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、販売先である医療機関と連携して情報収集を行い、また医療や法律に関する専門的な学会にも参加する等して、法的規制や医療制度改革の動向に迅速な対応ができるよう努めております。

② コンピューターウイルス等の感染について

当社グループの社内ネットワークにつきましては、機器構成、規程、運用ルールを含め、万全のセキュリティ対策を行ってはいますが、コンピューターウイルス、不正アクセス等のサイバー攻撃は、日々進化し続けており、当社グループのセキュリティ対策が常に完全に機能するとは限りません。コンピューターウイルスへの感染、サイバー攻撃による社内ネットワークや業務の停止、情報漏洩等があれば、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、サーバー及び各端末に最新のホットフィックスの適用、ファイアーウォール・アンチウイルスソフトウェア・IDS/I PS（侵入検知、防御システム）等の導入により自社の感染を防ぐとともに、ユーザー病院との保守回線部分にセキュリティゲートウェイを設置する等、ユーザー病院から当社グループへの感染及び当社グループが感染源にならないシステムを構築しております。

③ 情報漏洩について

当社グループは、業務の性格上、顧客医療機関の保有するカルテを始めとした大量の個人情報等を取り扱っており、また、顧客病院のデータをバックアップするデータセンターを運営しております。業務上アクセスを許可された一部従業員しか、これらの情報にアクセスできない環境下にあるものの、これらの情報が漏洩する危険性が考えられます。

万が一、当社グループからの情報漏洩が発生した場合には、当社グループの社会的信用は低下し、損害賠償責任が発生する等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、物理的な措置を含む厳重なセキュリティ、アクセス制限、データベースへのアクセス履歴を記録するセキュリティシステムの導入等により防衛策を講じております。また、医療機関を対象とした診療情報（バックアップ）の外部保存サービスの提供に対しては、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を取得しております。さらに、「プライバシーマーク」も取得しており、全従業員の情報管理教育の強化を行い、当社グループ内部からの情報漏洩を未然に防ぐ措置を行っております。

④ 知的財産権について

当社グループは、プログラム開発を自社で行っており、「e-カルテ®」（電子カルテシステム）等、一部のシステムについては商標登録をしておりますが、それ以外の知的財産権の出願・取得を行っておりません。近年のソフトウェアに関する技術革新のスピードは早く、場合によっては第三者の知的財産権を侵害する可能性があります。これまで、当社グループは第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起されたことはありませんが、前述のようにソフトウェアに関する技術革新の顕著な進展により、当社グループのソフトウェアが第三者の知的財産権に抵触する可能性を的確に想定、判断できない場合も考えられます。また、当社グループ事業分野において認識していない特許等が成立している場合、当該第三者より損害賠償及び使用差し止め等を受け、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、規程の整備や競合他社のサービス内容の事前調査、当社グループ内での教育に努めております。

(3) 自然災害等に対するリスク

① 自然災害の発生について

国内外における大規模な震災や津波、台風、洪水、疫病の発生等の自然災害が発生した際は、当該災害が発生した地域の医療機関として医療情報システムの導入より優先すべき事項がある場合や当社グループの事業所の閉鎖等により事業活動が制限される場合には、システムの導入中止や延期、医療情報システムのデータ損失等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループとしましては、医療機関からの情報収集体制及び防災に対する適切な管理体制の構築を行うとともに、大阪と東京の2か所にデータセンターを設置し、医療情報システムに関するデータが災害などで損なわれないように対処しております。

② 感染症等の拡大について

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が発生・拡大し、長期化かつ深刻化する様相となった場合には、顧客である医療機関が当感染症の対策を優先させる等の方針を重視することが想定されます。その結果として、医療情報システムの導入を中止、延期する医療機関が多数発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループとしましては、お客様、お取引先様、従業員とその家族の安全確保と感染拡大防止を最優先に考え、必要に応じて検温の実施や在宅勤務及び時差出勤の活用、ソーシャルディスタンスの確保等の対策を実施いたします。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績等の状況の概要は以下のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善に向かい、緩やかな回復基調にあった一方で、世界情勢不安に起因する物価・資源高、円安など多くの課題に直面しており、依然として先行きは不透明な状態となっております。

医療業界においては、高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応するため、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制の構築が模索されております。医療と介護の担い手の確保、医療従事者の負担軽減や医師等の働き方改革が重要な課題とされており、行政の主導で「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化」、「診療報酬改定DX（デジタルトランスフォーメーション）」等の医療・介護DXへの取り組みが進められております。その中核となる医療情報システムの重要度は増しており、普及拡大はますます進むものと考えられます。また、既に医療情報システムを導入している医療機関等でのリプレース市場も活発化してきており、引き続き医療情報システム市場における競争は激しさを増しております。

当社グループにおきましては電子カルテシステムをはじめとする医療情報システムの開発・販売・導入・保守を中心に事業展開し、顧客満足度の向上に努めてまいりました。本社、東京支社及び各ブランチを活用し、各地域での営業・保守体制の強化を図っております。また、将来の人員増加を見据え、社員寮（大阪）のオフィスビルへ建て替え（2027年4月末竣工予定）を決定いたしました。

そのような中、前期に続き豊富な新規導入案件やリプレース案件の受注に加え、既存ユーザーへの追加システム及びサーバーリプレース受注が計画を上回る結果となり、賃上げに伴う人件費の増加、ビルの建て替えに伴う減価償却費の増加（※1）を吸収し、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益のいずれにおきましても前年同期比で増収増益となりました。

この結果、売上高は38,425百万円（前年同期比14.0%増）、受注高は30,534百万円（同12.3%増）、受注残高は11,555百万円（同12.7%増）となり、利益面におきましては営業利益7,274百万円（同11.6%増）、経常利益7,336百万円（同11.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5,328百万円（同9.5%増）となりました。

※1 社員寮（大阪）取り壊しに係る固定資産耐用年数の変更（会計上の見積りの変更）に伴い、従来の方法と比較して、当連結会計年度では減価償却費が62百万円増加しております。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、15,129百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、7,204百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益7,336百万円、減価償却費651百万円、売上債権増加額173百万円、棚卸資産減少額1,361百万円、仕入債務増加額353百万円、未払消費税等の増加額142百万円、利息及び配当金の受取額38百万円及び法人税等の支払額1,952百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、2,157百万円となりました。これは主に、有価証券の取得による支出5,400百万円、有価証券の償還による収入3,400百万円、有形固定資産の取得による支出154百万円、定期預金の預入による支出101百万円及び定期預金の払戻による収入100百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、626百万円となりました。これは主に、配当金の支払額626百万円によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の状況

a. ハードウェア仕入実績

当連結会計年度のハードウェアの仕入実績について、当社グループは単一セグメントとしているため、種類別に示すと、次のとおりであります。

種類	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	
	仕入高 (百万円)	前年同期増減率 (%)
ハードウェア	14,205	△7.8
合計	14,205	△7.8

b. 受注実績

当連結会計年度の受注実績について、当社グループは単一セグメントとしているため、種類別に示すと、次のとおりであります。

種類	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)			
	受注高 (百万円)	前年同期増減率 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期増減率 (%)
ソフトウェア	10,720	△0.1	4,121	△0.9
ハードウェア	18,621	21.8	7,152	20.4
その他	1,193	1.7	282	82.8
合計	30,534	12.3	11,555	12.7

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績について、当社グループは単一セグメントとしているため、種類別に示すと、次のとおりであります。

種類	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	
	販売高 (百万円)	前年同期増減率 (%)
ソフトウェア	10,755	5.2
ハードウェア	17,407	22.3
保守サービス	9,171	13.8
その他	1,091	△9.7
合計	38,425	14.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果と異なる場合があります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して4,977百万円増加し、44,893百万円となりました。主な要因は、現金及び預金4,420百万円の増加、売掛金173百万円の増加、有価証券2,000百万円の増加、棚卸資産1,361百万円の減少及び有形固定資産483百万円の減少によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末と比較して189百万円増加し、8,462百万円となりました。主な要因は、買掛金353百万円の増加、未払金105百万円の減少、未払費用142百万円の減少、未払法人税等83百万円の増加、未払消費税等142百万円の増加及び預り金94百万円の減少によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末と比較して4,788百万円増加し、36,431百万円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益5,328百万円の計上、剰余金の配当627百万円の支払によるものであります。

b. 経営成績の分析

(売上高)

売上高は、前年同期に比べ4,705百万円増加し38,425百万円（前年同期比14.0%増）となっております。種類別の内訳は、ソフトウェア売上は535百万円増加し10,755百万円（同5.2%増）、ハードウェア売上は3,174百万円増加し17,407百万円（同22.3%増）、保守サービス売上は1,112百万円増加し9,171百万円（同13.8%増）、その他売上は116百万円減少し1,091百万円（同9.7%減）となっております。

(営業利益、経常利益)

営業利益は、売上総利益807百万円の増加、販売費及び一般管理費49百万円の増加により、前年同期に比べ758百万円増加し7,274百万円（前年同期比11.6%増）となりました。これを受けて経常利益は744百万円増加し7,336百万円（同11.3%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

上記の結果、税金等調整前当期純利益は、前年同期に比べ744百万円増加し7,336百万円（前年同期比11.3%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税が210百万円増加し、法人税等調整額が69百万円増加したことにより、前年同期に比べ464百万円増加し5,328百万円（同9.5%増）となりました。

c. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項及び投資家の投資判断、或いは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項について、リスクの発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

d. 資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの資金需要のうち主なものは、労務費、仕入、製造経費、販売費及び一般管理費のほか、配当金や法人税等の支払いになります。このほか、会社の成長に必要な設備投資等を含め、全てを自己資金でまかなうことを原則としております。

当社グループの当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

e. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

目標とする経営指標につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営戦略・目標とする経営指標」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは主力製品である電子カルテシステムとオーダーリングシステムだけでなく、医療機関における様々な部門の業務支援を行うサブ（部門）システム、医療及び介護を巻き込んだ地域連携を見据えたシステム開発を進めております。また、ICT、AIやビッグデータ等の先進技術に対応するべく、研究開発も継続して行っております。

このような中、当連結会計年度の研究開発費の総額は、545百万円となりました。

なお、当社グループは、医療情報システム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、201百万円の設備投資を行いました。その主なものは、本社のネットワークリプレイス及び本社データセンター設備の増築にかかるものであります。

なお、当連結会計年度においては重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社は本店ビル、東京支社ビル、北海道ランチ、九州ランチ及び沖縄ランチにて事業を行っております。

当連結会計年度末現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

なお、当社グループは医療情報システム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2024年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社ビル (大阪府大阪市淀川区)	本店・本社	1,696	305	2,085 (3,305.79)	4,088	1,453
東京支社ビル (東京都大田区)	事務所	4,602	69	9,185 (2,949.48)	13,857	174
北海道ランチ (北海道札幌市中央区)	事務所	4	0	— (—)	4	3
九州ランチ (熊本県熊本市中央区)	事務所	5	0	— (—)	6	6
沖縄ランチ (沖縄県那覇市)	事務所	13	3	— (—)	16	14
社員寮 (大阪府大阪市淀川区)	寮	256	7	267 (663.81)	531	—

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 北海道ランチ、九州ランチ及び沖縄ランチは賃借しており、年間賃借料は15百万円であります。

3. 北海道ランチは、2023年3月に開設し業務を開始しております。

4. 社員寮は、オフィスビルへの建て替えに伴い、2025年3月より取り壊しを予定しております。

(2) 国内子会社

株式会社エスエスネット

2024年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社ビル (大阪府大阪市城東区)	本社	22	0	5	44 (147.84)	73	24

(注) 従業員数は就業人員であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	大阪第二ビル(仮称) (大阪府大阪市淀川区)	事務所	3,000	—	自己資金	2025年3月	2027年4月	(注) 2

(注) 1. 既存建物を解体したうえでの建て替えです。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,952,000
計	21,952,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2024年10月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年1月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,488,000	5,488,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	5,488,000	5,488,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2004年2月20日 (注)	600,000	5,488,000	497	847	757	1,010

(注) 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行株数 600,000株
発行価格 2,250円
資本組入額 829円
払込金総額 1,255百万円

(5)【所有者別状況】

2024年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	5	11	17	94	4	1,658	1,789	—
所有株式数 (単元)	—	2,020	430	15,686	13,591	20	23,062	54,809	7,100
所有株式数の 割合(%)	—	3.69	0.78	28.62	24.80	0.04	42.07	100.00	—

(注) 自己株式257,090株は「個人その他」に2,570単元、及び「単元未満株式の状況」に90株が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
宮崎 勝	京都府京都市北区	1,300,000	24.85
公益財団法人夢&環境等支援 宮崎記念基金	大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目7-38	800,000	15.29
シップヘルスケアホールディングス 株式会社	大阪府吹田市春日3丁目20-8	560,000	10.71
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U. S. A. (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	486,747	9.31
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	244,900	4.68
株式会社エム・エムホールディングス	大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目7-38	100,000	1.91
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	96,431	1.84
株式会社東計電算	神奈川県川崎市中原区市ノ坪150	79,400	1.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	75,900	1.45
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2-5)	62,200	1.19
計	—	3,805,578	72.75

(注) 1. 上記のほか、自己株式が257,090株あります。

2. 株式会社エム・エムホールディングスは代表取締役宮崎勝氏の資産管理会社であります。

3. エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) より2024年4月22日付で提出された大量保有報告書に係る変更報告書において、2024年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、 サマー・ストリート245	523,663	9.54

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 257,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,223,900	52,239	—
単元未満株式	普通株式 7,100	—	—
発行済株式総数	5,488,000	—	—
総株主の議決権	—	52,239	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

② 【自己株式等】

2024年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社 ソフトウェア・ サービス	大阪市淀川区西宮原 二丁目6番1号	257,000	—	257,000	4.68
計	—	257,000	—	257,000	4.68

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	42	422,100
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式数には、2025年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分)	3,050	35,624,000	—	—
保有自己株式数	257,090	—	257,090	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、長期的収益状況を見据えたうえ、株主への安定的な利益還元を行うことを基本的な考えとしております。そのためには、①企業基盤と財務体質の充実・強化、②利益確保が必要であり、結果、株主への利益還元に貢献するものと考えています。

内部留保資金につきましては、今後の経営体質の一層の充実、将来の事業規模の拡大に備えるため、また、長期的に株主への安定的かつ継続的な利益還元を行うことを実現化するためには、一定の内部留保資金が必要だと考えております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としております。期末配当の決定機関は、株主総会でありま。当社定款上は、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年1月24日 定時株主総会決議	732,327	140

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人を活かすシステムの創造で社会に貢献する」「明日の健康、医療、介護を情報システムで支援する」を企業理念にしております。

この理念のもと、様々なステークホルダーに適切かつ公平に応えるべく、継続的な成長と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を努めていくことが重要な経営課題と考えております。

今後も、経営チェック機能の強化、内部統制・コンプライアンス体制の充実を図り、経営の透明化と健全性の確保に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

1. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であります。

取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成され、原則毎月1回開催しております。代表取締役会長を議長として、業務執行に関する重要事項はすべて審議・決定するとともに、各取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督を行っております。また、監査役3名（うち社外監査役3名）が出席し、適宜、意見を述べるほか、各々の豊富な経験、高度の専門知識等に基づく指摘・助言等を行っております。そのほかに、社外取締役、社外監査役を選任し、取締役の業務執行に対しての監督・監査機能を強化し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に努めてまいります。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、原則毎月1回開催しております。常勤監査役を議長として、取締役の業務執行に関し、適法性・妥当性の観点から監査を行い、取締役会の監督機能をより一層強化しております。また、当社の業務の執行に関する適法性・妥当性を監査し、会計監査人、内部監査室、社外取締役等とも連携を図るために随時意見交換・情報交換を行い連携しております。

幹部会議は、取締役（社外を除く）、監査役及び各部署責任者（部長、マネージャー）で構成され、原則毎月1回開催しております。代表取締役会長を議長として、業務執行に係る重要事項や業績報告等の情報共有を行い、迅速な経営活動を推進するよう努めております。

内部監査室は、代表取締役直轄組織として4名で構成され、内部統制の整備・運用状況等をチェックし、その結果を代表取締役に報告を行い、また、適宜、監査役会、会計監査人及び社外取締役と連携を図りながら、内部監査機能を担っております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。

(1) 取締役会

構成員：代表取締役会長 宮崎 勝、代表取締役社長 大谷 明広、取締役 松本 泰明、

取締役 田村 光、取締役 菅野 真弘、社外取締役 石黒 訓の合計6名

(2) 監査役会

構成員：常勤社外監査役 柴 芳浩、社外監査役 前川 宗夫、社外監査役 津野 友邦の合計3名

(3) 幹部会議

構成員：代表取締役会長 宮崎 勝を議長とし、取締役（社外を除く）、監査役及び各部署責任者（部長、マネージャー）

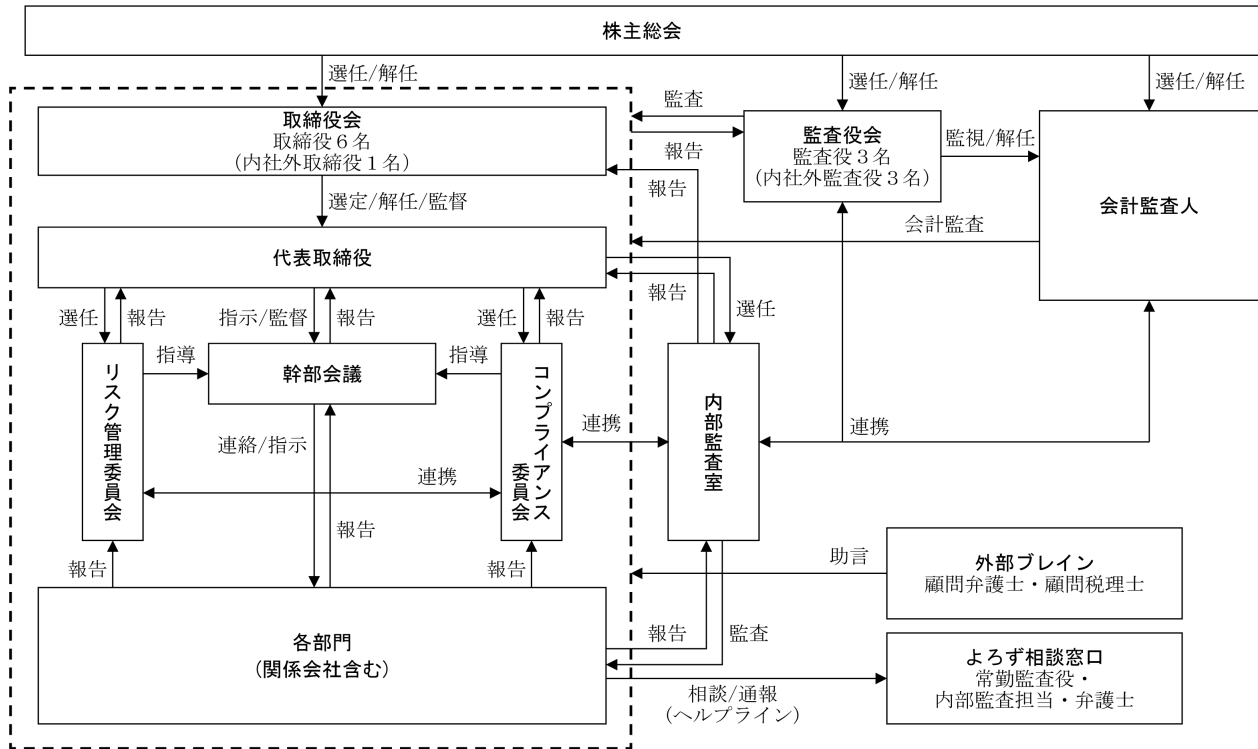
(4) 内部監査室

構成員：社員4名

なお、当社の機関及び内部統制の体制は下図のとおりであります。

[当社コーポレート・ガバナンス体制の概要]

2025年1月27日現在



2. 当該体制を採用する理由

当社は、迅速かつ柔軟に経営判断を行い、効率的な会社運営を行うため、当事業に精通した少人数の取締役をもって取締役会を構成しております。幹部会議において、業務執行に係る重要事項等の情報共有を行い、意思決定を経営活動に反映させております。

監査役、監査役会に十分な経営監視機能を持たせており、かつ、社外取締役、社外監査役を選任し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に努めております。また、内部監査室を代表取締役の直轄組織として置き、内部統制の整備・運用状況等のチェックを行い、適宜、社外取締役・監査役会と連携を図ることで監査機能をさらに強化しております。

以上のような企業統治の体制により当社の業務の適正性が担保されていると考え、現在の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）
 - (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - (3) 取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、社外取締役を置く。
 - (4) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
 - (5) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
 - (2) 業務執行に係る重要事項や業績報告等の情報共有を行うために、各部署責任者等で構成される幹部会議を原則毎月1回開催する。
 - (3) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - (1) 代表取締役は、経営管理部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、監査役、内部監査室と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
 - (2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
 - (3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「行動規範」を定める。
 - (4) 内部監査室は「内部監査規程」に基づき、法令及び定款のみならず、社内規程・ルールの順守状況につき監査をしている。
 - (5) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路のほか、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士）に匿名で相談・申告できる「よろず相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - (1) 代表取締役は、内部監査室長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置させる。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - (2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、経営管理部長が統括する。経営管理部長は、関係会社に対し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。その毎月の関連会社の職務執行のモニタリング及び取締役会への報告等により、①関係会社の損失の危険の管理体制、②業務の適正かつ効率的な運用、③関連会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号、会社法施行規則第100条第3項第3号）
- (1) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - (2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、会社法施行規則第100条第3項第5号）
- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
 - (2) 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - (3) 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに監査役に報告する。
 - (4) グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、不正行為等に関する報告を求められたときは、すみやかに監査役に報告する。
 - (5) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう規程を整備する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）
- 監査役がその職務を執行するにあたり要する費用については原則会社が負担するものとする。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
- (1) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体としてすみやかに対処できる体制を整備する。
- (b) リスク管理体制の整備の状況
- リスク管理体制を明文化した「リスク管理規程」を制定し、様々なリスクに適切かつ迅速に対応できるよう全社的なリスク管理体制を構築しております。代表取締役は内部監査室長をリスク管理に関する総括責任者として任命し、リスク管理委員会の維持及び整備を行っております。リスク管理委員会は、当社を取り巻く環境、財務、法務、情報等に係る事業上のリスクを統括し、各部門と連携してリスク管理に努めております。
- また、リスクマネジメントの基礎は人材教育と考え、社内体制の整備と同時に、社員教育等の充実を図っております。

(c) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

上記の「内部統制システムの整備の状況」に記載された「当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制」を整備しております。

(d) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

(e) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者の保険料全額を当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合、保険金の支払い限度額の範囲内で損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。

ただし、被保険者の不正行為や故意による法令違反に起因して起きた損害等は填補の対象としないこととしております。

(f) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

(g) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨定款に定めております。

(h) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(1) 自己の株式の取得

当社は、「会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができます。」旨定款に定めております。これは、自己の株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な事務手続きの遂行を図ることを目的とするものであります。

(2) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものであります。

(i) 株主総会の特別決議要件

該当事項はありません。

④ 取締役会の活動状況

当事業年度においては、取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席回数
宮崎 勝	13回
大谷 明広	13回
松本 泰明	13回
田村 光	13回
菅野 真弘	13回
石黒 訓	13回
伊藤 純一郎	2回

(注) 取締役 伊藤純一郎氏は2023年12月19日付で辞任しておりますので、辞任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会は、原則、月1回開催しております。取締役会において、経営計画、年度予算、決算に関する事項の承認、株主総会関連事項の承認、代表取締役・役付取締役の選定、組織変更の検討、重要な投資・新規事業への判断、月次業績報告、社内規程の制定及び改廃、コンプライアンス・リスク・サステナビリティ報告、内部統制監査報告、グループ経営状況の報告、子会社決算報告等を実施しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	宮崎 勝	1939年1月27日生	1963年4月 日本アイ・ビー・エム㈱入社 1969年4月 当社設立とともに代表取締役社長 2019年1月 代表取締役会長 (現任)	(注) 4	1,300,000
代表取締役社長	大谷 明広	1964年11月13日生	1987年4月 システム技研㈱入社 2002年10月 当社入社 2007年5月 技術営業部長 2007年7月 取締役 技術営業部長 2010年7月 取締役 技術営業部長・顧客支援部長 2012年11月 取締役 2013年1月 常務取締役 2015年1月 専務取締役 2019年1月 取締役社長 2020年8月 ユタカインテグレーション㈱ (現㈱エスエスネット) 代表取締役社長 (現任) 2023年1月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 4	16,300
取締役 技術営業部長	松本 泰明	1970年4月30日生	1993年4月 オムロン㈱入社 2002年10月 当社入社 2006年9月 ㈱コムズ・ブレイン入社 2009年12月 当社入社 2012年11月 技術営業部長 2014年8月 技術営業部長・新規導入部長 2015年11月 技術営業部長 2019年1月 取締役 技術営業部長 (現任)	(注) 4	335
取締役 顧客ソリューション部長	田村 光	1973年7月17日生	1998年4月 ㈱オフテクス入社 2002年10月 当社入社 2012年11月 顧客支援部長 2019年1月 取締役 顧客支援部長 2019年11月 取締役 顧客支援部長・品質管理推進室長 2020年4月 取締役 顧客支援部長 2021年11月 取締役 顧客ソリューション部長 (現任)	(注) 4	135
取締役 第一システム部長 先進技術研究室長	菅野 真弘	1978年11月4日生	2001年3月 当社入社 2014年8月 基幹システム部長 2015年11月 基幹第一システム部長 2016年11月 システムソリューション部長 2017年11月 第一システム部長 2018年11月 第一システム部長・インフラソリューション部長 2019年1月 取締役 第一システム部長・インフラソリューション部長 2021年11月 取締役 第一システム部長・インフラソリューション部長・先進技術研究室長 2024年11月 取締役 第一システム部長・先進技術研究室長 (現任)	(注) 4	5,535

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	石黒 訓	1957年11月10日生	1980年3月 監査法人中央会計事務所（後のみずぎ監査法人）入所 2000年8月 同法人代表社員 2006年7月 中央青山監査法人（後のみずぎ監査法人）大阪事務所長 2007年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所、パートナー 2016年10月 同法人大阪事務所長 2019年12月 同法人退所 2020年1月 石黒公認会計士事務所開設（現任） 2020年6月 佐川急便株式会社外監査役（現任） 2020年6月 森下仁丹株式会社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年6月 ㈱大紀アルミニウム工業株式会社外監査役（現任） 2022年1月 当社取締役（現任）	(注) 4	—
常勤監査役	柴 芳浩	1961年11月19日生	1983年4月 近畿大学医学部附属病院（現近畿大学病院）入職 2001年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年10月 当社顧問 2010年10月 税理士法人津野・倉本会計事務所入所 2014年4月 公益社団法人大阪府臨床検査技師会監事 2017年1月 いざなみ税理士法人入所（現任） 2024年1月 当社常勤監査役（現任）	(注) 5	125
監査役	前川 宗夫	1948年2月12日生	1974年4月 大阪弁護士会弁護士登録 1980年3月 大阪梅田法律事務所開設（パートナー現任） 2002年7月 当社監査役（現任）	(注) 6	20,130
監査役	津野 友邦	1973年1月20日生	2002年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2007年7月 津野公認会計士事務所開設、代表（現任） 2010年9月 税理士法人津野・倉本会計事務所開設、代表社員 2016年6月 ㈱高松コンストラクショングループ社外監査役（現任） 2016年9月 いざなみ監査法人開設、代表社員（現任） 2017年1月 いざなみ税理士法人開設、代表社員（現任） 2018年1月 ㈱いざなみ総研設立、代表取締役（現任） 2022年1月 当社監査役 2023年11月 当社常勤監査役 2024年1月 当社監査役（現任）	(注) 7	—
計					1,342,560

- (注) 1. 取締役 石黒訓は、社外取締役であります。
2. 監査役 柴芳浩、前川宗夫、津野友邦は、社外監査役であります。
3. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

役名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
松尾 吉洋	1972年2月17日生	2000年10月 大阪弁護士会弁護士登録 大阪梅田法律事務所入所（現任） 2023年11月 当社監査役	—

4. 2024年10月期に係る定時株主総会終結の時から2025年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2023年10月期に係る定時株主総会終結の時から2027年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2024年10月期に係る定時株主総会終結の時から2028年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 2021年10月期に係る定時株主総会終結の時から2025年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
8. ユタカインテグレーション(株)は、2024年8月1日をもって(株)エスエスネットに社名変更しております。

② 社外役員の状況

(a) 社外役員の員数

社外取締役1名、社外監査役3名であります。

(b) 社外取締役及び社外監査役の独立性に照らし合わせた選任状況に関する提出会社の考え方

石黒 訓	同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年監査法人の代表として培った経験や、公認会計士として多数の企業会計監査に従事した経験を活かしていただくため、当社の社外取締役にご就任いただいております。同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
柴 芳浩	同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、会計に関する相当の知見や知識、医療業界に関する経験を当社の管理体制に活かしていただくため、当社の社外監査役にご就任いただいております。 同氏は、いざなぎ税理士法人に所属しておりますが、同法人と当社との間には、取引関係はありません。また、同氏は当社と顧問契約を締結しておりましたが、2024年1月に当該顧問契約は終了しております。同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
前川 宗夫	同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた法律知識と豊富な経験を当社の管理体制に活かしていただくため、当社の社外監査役にご就任いただいております。 同氏は、当社と顧問契約を締結している大阪梅田法律事務所の弁護士であります。当社が当事務所に支払う顧問報酬は、過去3年間のいずれの事業年度においても年間500万円未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
津野 友邦	同氏は、公認会計士、税理士として培われた財務及び会計に関する相当たる知見・専門知識、経験等を当社の管理体制に活かしていただくため、当社の社外監査役にご就任いただいております。 同氏は、いざなぎ監査法人等に所属しておりますが、すべての同法人と当社との間には、取引関係はありません。同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

(注) 1. 社外監査役柴芳浩氏は当社の株式125株を、前川宗夫氏は20,130株を保有しております。

2. 社外取締役石黒訓氏、社外監査役柴芳浩氏、前川宗夫氏及び津野友邦氏は、当社の一般株主との間で利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準を設けており、その基準は以下のとおりであります。

- ・会社法及び証券取引所が定める要件を満たしていること及び一般株主と利益相反が生じないこと
- ・過去3年間のいずれの事業年度においてその候補者が所属する法人と当社との取引額が売上高の2%未満であり、双方において大きな影響を与える関係にないこと
- ・過去3年間のいずれの事業年度において役員報酬以外の名目で当社より候補者個人へ支払う金銭が1,000万円未満であり、双方において大きな影響を与える関係にないこと

③ 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、月1回の取締役会、幹部会議などの重要な会議に出席し、報告を受けることで取締役の執行状況を監督又は監査しております。

監査役監査については、社外監査役は、月1回監査役会へ出席し、各監査役と意見・情報交換を行っており、また、代表取締役と監査役会との定期会合にも参加しております。その他、稟議書・報告書等の閲覧、経営管理部などの管理部門・内部統制部門や業務執行部門から適宜報告、説明を受けております。また、定期的に社外取締役と会合を持ち、意見交換・情報交換を行っております。

内部監査については、社外取締役及び社外監査役は、内部監査室が実施している内部監査結果の報告を受け、意見交換・情報交換等を行い連携しております。

会計監査については、会計監査人と監査役は、相互に監査計画及び監査結果報告などの機会を通して、随時意見交換・情報交換を行っており、必要に応じて社外取締役とも連携を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役会については、常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名で構成しております。

なお、監査役柴芳浩氏は、会計に関する相当の見聞や医療業界に関する経験を有しております。監査役前川宗夫氏は、弁護士の資格を有しております。監査役津野友邦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。

監査役監査手続きは、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針及び分担等に従い、取締役会、幹部会議などの重要な会議への出席、稟議書・報告書等の閲覧、各部門から適宜報告・説明を受ける等により、各取締役及び従業員の業務執行について監査を行っております。また、会計監査人、内部監査室と連携し、それぞれの監査計画や監査テーマ、その結果についても情報を共有いたします。

当事業年度においては、監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	出席回数
柴 芳浩	10回
前川 宗夫	13回
津野 友邦	13回
松尾 吉洋	3回

(注) 1. 監査役 柴芳浩氏は、2024年1月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって監査役に就任しておりますので、就任以降の期間に開催された監査役会の出席状況を記載しております。

2. 監査役 松尾吉洋氏は、2024年1月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された監査役会の出席状況を記載しております。

監査役会は原則、月1回開催しております。監査役会の具体的な検討内容として、監査計画・監査業務分担、各監査役の報酬配分の決定、会計監査人の評価・報酬の妥当性、内部統制システムの整備・運用状況などを審議しております。また、代表取締役との定期会合を行い、会計監査人からは、監査の実施状況等について定期的に報告を受け、適宜意見交換を行っております。

各監査役は、取締役会、幹部会議などの重要な会議に出席するほか、稟議書・報告書等の閲覧、各部門から適宜報告・説明を受けて、各取締役及び従業員の業務執行状況を監査しております。監査の結果を代表取締役及び監査役会に報告し、必要に応じて、内部監査室と意見交換・情報交換も行っております。

常勤監査役は、取締役会や各部門における重要な会議へ出席し、適宜、意見を述べ、また、監査役会の議長を務めるとともに、管理部門・内部監査室等と連携し、重要書類の閲覧や取締役及び従業員の業務執行の状況を監査し、監査役会に報告しております。

② 内部監査の状況

内部監査については、代表取締役直属に内部監査室を設置し、4名体制としております。

内部監査手続きは、内部監査室の定めた年度監査計画、方針及びテーマに従い、重要な会議への出席、稟議書・報告書等の閲覧、各部門への聴取等により、監査を行っております。

内部監査室は、監査役、会計監査人と連携し、それぞれの監査計画や監査テーマ、その結果についても情報を共有しており、定期的に、意見交換・情報交換を行い、必要に応じて社外取締役とも連携を行っております。また、各部門の業務執行が法令や社内規程に違反することがないように稟議書・報告書等の閲覧、経営管理部などの管理部門や業務執行部門から適宜報告、説明を受けて、監査を行っております。

上記の活動を踏まえた監査の結果を代表取締役、取締役会及び監査役会に報告しております。

③ 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(b) 継続監査期間

2004年以降

(c) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：千崎 育利 中田 信之

(d) 監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士 5名、その他 10名

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を基に当社の選定基準、評価基準を策定しており、会計監査人の監査品質、監査体制、独立性等について確認を行い、会計監査の継続性や監査報酬等を勘案して選定しております。

(f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査の評価及び選定基準に基づき評価を行った結果、解任または不再任に相当する事項はなく、かつ、会計監査は相当であると認めております。

④ 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	22,000	—	23,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	22,000	—	23,000	—

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

特段定めておりませんが、会計監査人の監査計画、監査内容、監査日数等を考慮し、当社監査役会による同意の上、監査報酬を決定しております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査の業務状況及び報酬の見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 基本方針

当社の役員の報酬等につきましては、企業価値の持続的な向上を図るために、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、適正な水準で支給することを基本方針としております。当該方針は取締役会で決議しております。当社の役員の報酬等は、株主総会の決議内容に基づいた報酬限度額の範囲内で、金銭報酬である基本報酬と非金銭報酬等である譲渡制限付株式で構成されております。なお、報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。

(b) 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

ア 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役に対する基本報酬は、毎月定額で支給される固定の月額報酬としております。その決定に際しては、役位、職責、在任期間、従業員の給与水準等を総合的に勘案し決定しております。さらに、毎年評価を行い、継続的に事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためにも、前事業年度の業績も適正な水準の範囲内で反映する方針であります（なお、独立性を確保するために社外取締役は除く）。

また、毎年定期的に支給するものではありませんが、取締役会で定めた内規により、期初に定めた業績やその他テーマに基づく目標の達成度合いに応じて算定した金額を役員賞与として支給する場合があります。

イ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社では具体的な経営指標を指針として算定される業績連動報酬は採用しない方針としております。

ウ 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に対する非金銭報酬等は、下記の条件で割当される譲渡制限付株式としております。取締役に中長期的に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、決定に際しては、中長期的な経営環境・見通しを鑑み、役位、職責等に応じて支給する方針としております。

なお、割当の方法は当社と各取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとしております。各取締役は、割当を受けた日より、一定期間、割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとし、譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものとしております。

エ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、上記記載のある「基本報酬（金銭報酬）」と「非金銭報酬等」で構成されており、基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬等は、役位等に応じて10：0から1：9のレンジで支給する方針であります。

(c) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の決定に関しては、報酬原案の作成を取締役会は代表取締役会長に一任しております。代表取締役会長は、社外取締役及び監査役の意見も参考とし、報酬基本方針を踏まえ、役職、職責、在任期間、従業員等の給与水準等を総合的に勘案し、原案を作成いたします。その原案をもとに取締役会で協議し、社外役員の提言も十分に尊重し、最終的に取締役会で個人別の報酬等を決議しております。

上記のプロセスを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会は、その内容が取締役会が決議した報酬決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

(d) 株主総会の決議内容（役員の報酬等の限度額）

- ・取締役の報酬の限度額
2001年7月25日開催 第32回定時株主総会決議 年額100百万円以内（当該株主総会終結時の員数6名）
- ・取締役に対する譲渡制限付株式報酬額
2023年1月20日開催 第54回定時株主総会決議
年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）
年50,000株以内（うち社外取締役分は年1,000株以内）
譲渡制限期間3年間（当該株主総会終結時の員数7名（うち社外取締役1名））
- ・監査役の報酬の限度額
2003年7月28日開催 第34回定時株主総会決議 年額40百万円以内（当該株主総会終結時の員数3名）
- ・監査役に対する譲渡制限付株式報酬額
2023年1月20日開催 第54回定時株主総会決議 年額10百万円以内 年1,000株以内
譲渡制限期間3年間（当該株主総会終結時の員数3名）

(e) 報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定機関と手順

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているため、取締役の個人別の報酬原案の作成を取締役会は代表取締役会長宮崎勝に一任しております。原案作成に際しては、代表取締役会長は社外取締役及び監査役の意見も参考にしております。また、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の個人別の割当株式数としております。

その原案をもとに取締役会で協議し、社外役員の提言も十分に尊重し、最終的に取締役会で個人別の報酬等を決議しております。

また当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動については、次のとおりであります。

- ・2024年1月26日 各取締役に対する報酬額について
監査役の報酬等に関しては、役員報酬の内規を踏まえ、取締役及び取締役会の監督責任負担への対価として、十分かつ適正な水準を監査役会にて協議し、各個別の報酬額を決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	96,370	77,950	18,420	18,420	6
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	17,458	17,400	58	58	5

(注) 上記の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当事業年度末時点で保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しておりませんが、当該株式を保有する際には、取締役会において、その保有目的の合理性と保有することによる関連収益及び便益を検証し、その検証結果を踏まえて保有の可否を判断する方針としております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年11月1日から2024年10月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2023年11月1日から2024年10月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容及び変更等について当社への影響を適切に把握するために、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加し、専門的知識の蓄積や情報収集に努め、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,839	15,260
売掛金	※1 4,527	※1 4,700
有価証券	100	2,100
商品	3,482	2,186
仕掛品	511	445
前払費用	183	219
その他	111	218
貸倒引当金	△4	△4
流動資産合計	19,751	25,126
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※2 10,060	※2 10,057
減価償却累計額	△2,933	△3,443
建物及び構築物（純額）	7,126	6,613
機械及び装置	2	2
減価償却累計額	△1	△2
機械及び装置（純額）	0	0
工具、器具及び備品	1,237	1,395
減価償却累計額	△914	△1,043
工具、器具及び備品（純額）	322	351
土地	11,616	11,616
有形固定資産合計	19,066	18,583
無形固定資産	17	15
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 313	※3 393
長期前払費用	50	65
繰延税金資産	628	628
その他	88	80
投資その他の資産合計	1,080	1,168
固定資産合計	20,164	19,767
資産合計	39,916	44,893

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,362	4,715
未払金	1,155	1,050
未払費用	340	197
未払法人税等	1,138	1,222
未払消費税等	663	805
前受金	374	322
預り金	162	67
その他	4	14
流動負債合計	8,202	8,396
固定負債		
退職給付に係る負債	70	65
固定負債合計	70	65
負債合計	8,273	8,462
純資産の部		
株主資本		
資本金	847	847
資本剰余金	1,927	1,945
利益剰余金	30,250	34,952
自己株式	△1,514	△1,497
株主資本合計	31,510	36,247
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	131	183
その他の包括利益累計額合計	131	183
純資産合計	31,642	36,431
負債純資産合計	39,916	44,893

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
売上高	※1 33,720	※1 38,425
売上原価	※3 24,540	※3 28,437
売上総利益	9,180	9,987
販売費及び一般管理費	※2,※3 2,663	※2,※3 2,712
営業利益	6,516	7,274
営業外収益		
受取利息	0	1
有価証券利息	1	1
受取配当金	40	36
受取事務手数料	9	10
受取賃貸料	15	10
その他	10	3
営業外収益合計	76	62
営業外費用		
譲渡制限付株式関連費用	1	-
雑損失	0	1
営業外費用合計	1	1
経常利益	6,591	7,336
税金等調整前当期純利益	6,591	7,336
法人税、住民税及び事業税	1,820	2,031
法人税等調整額	△93	△23
法人税等合計	1,727	2,007
当期純利益	4,864	5,328
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	4,864	5,328

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
当期純利益	4,864	5,328
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	17	51
その他の包括利益合計	※1 17	※1 51
包括利益	4,881	5,380
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,881	5,380
非支配株主に係る包括利益	-	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	847	1,921	25,908	△1,525	27,151
当期変動額					
剰余金の配当			△522		△522
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,864		4,864
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		6		11	18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	6	4,341	11	4,359
当期末残高	847	1,927	30,250	△1,514	31,510

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	114	114	27,266
当期変動額			
剰余金の配当			△522
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,864
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	17	17	17
当期変動額合計	17	17	4,376
当期末残高	131	131	31,642

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	847	1,927	30,250	△1,514	31,510
当期変動額					
剰余金の配当			△627		△627
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,328		5,328
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		17		17	35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	17	4,701	17	4,736
当期末残高	847	1,945	34,952	△1,497	36,247

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	131	131	31,642
当期変動額			
剰余金の配当			△627
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,328
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	51	51	51
当期変動額合計	51	51	4,788
当期末残高	183	183	36,431

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,591	7,336
減価償却費	646	651
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	0
受取利息及び受取配当金	△42	△38
売上債権の増減額 (△は増加)	915	△173
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,810	1,361
仕入債務の増減額 (△は減少)	12	353
未払消費税等の増減額 (△は減少)	663	142
前受金の増減額 (△は減少)	96	△52
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	866	△347
その他	137	△115
小計	7,076	9,118
利息及び配当金の受取額	41	38
法人税等の還付額	0	-
法人税等の支払額	△1,527	△1,952
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,591	7,204
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,800	△5,400
有価証券の償還による収入	2,700	3,400
有形固定資産の取得による支出	△222	△154
無形固定資産の取得による支出	△6	△3
定期預金の預入による支出	△101	△101
定期預金の払戻による収入	100	100
投資有価証券の取得による支出	△4	△4
その他	△28	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	637	△2,157
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△100	-
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△523	△626
財務活動によるキャッシュ・フロー	△623	△626
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,604	4,419
現金及び現金同等物の期首残高	5,105	10,710
現金及び現金同等物の期末残高	※1 10,710	※1 15,129

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社エスエスネット

なお、当連結会計年度において、当社の連結子会社であるユタカインテグレーション株式会社は株式会社エスエスネットに社名を変更しております。

(2) 非連結子会社の名称 株式会社エスエスサポート

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社

会社等の名称 株式会社エスエスサポート

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法）

b 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主に定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 17年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、借地権については契約期間に基づく定額法によっております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、医療情報システム関連事業を主たる事業としており、顧客との契約から生じる収益に関して、主にソフトウェア売上、ハードウェア売上、保守サービス売上に区分しております。これらの区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

（ソフトウェア売上）

ソフトウェア売上は、主にオーダーリングシステム、電子カルテシステムをはじめとした医療情報システムの提供で構成されています。これらの売上については、システムが稼働し顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（ハードウェア売上）

ハードウェア売上は、主に医療情報システムの導入に伴い必要となるサーバー及びPC等の仕入れ販売で構成されています。これらの売上については、商品を顧客に引き渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（保守サービス売上）

保守サービス売上は、主に当社が提供する医療情報システムの保守サービスの提供で構成されています。保守サービスの提供については、契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(未適用の会計基準等)

1. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年10月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年10月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

当社グループは、当連結会計年度において、社員寮（大阪）の取り壊しとオフィスビルへの建て替えを決定いたしました。これに伴い、除却見込みとなる固定資産について、取り壊し予定月（2025年3月）までの期間に耐用年数の見積りを変更しております。

その結果、従来の方法と比較して、当連結会計年度では減価償却費が62百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。また、翌連結会計年度の減価償却費が237百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少いたします。

(連結貸借対照表関係)

※1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
売掛金	4,527百万円	4,700百万円

※2 圧縮記帳額

前連結会計年度（2023年10月31日）

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物9百万円であります。

当連結会計年度（2024年10月31日）

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物3百万円であります。

※3 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
投資有価証券(株式)	20百万円	20百万円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
従業員給与	1,031百万円	1,160百万円
減価償却費	65	65
租税公課	346	297
退職給付費用	7	10

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
研究開発費	546百万円	545百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	25百万円	74百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	25	74
税効果額	△8	△23
その他有価証券評価差額金	17	51
その他の包括利益合計	17	51

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,488,000	—	—	5,488,000
合計	5,488,000	—	—	5,488,000
自己株式				
普通株式	258,539	3,559	2,000	260,098
合計	258,539	3,559	2,000	260,098

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,559株は、譲渡制限付株式の無償取得3,500株及び単元未満株式の買取59株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,000株は、譲渡制限付株式報酬のための自己株式の処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年1月20日 定時株主総会	普通株式	522	100	2022年10月31日	2023年1月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年1月26日 定時株主総会	普通株式	627	利益剰余金	120	2023年10月31日	2024年1月29日

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,488,000	—	—	5,488,000
合計	5,488,000	—	—	5,488,000
自己株式				
普通株式	260,098	42	3,050	257,090
合計	260,098	42	3,050	257,090

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加42株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,050株は、譲渡制限付株式報酬のための自己株式の処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年1月26日 定時株主総会	普通株式	627	120	2023年10月31日	2024年1月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年1月24日 定時株主総会	普通株式	732	利益剰余金	140	2024年10月31日	2025年1月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
現金及び預金	10,839百万円	15,260百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金等	△129	△130
現金及び現金同等物	10,710	15,129

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な設備投資計画に照らして、当該必要資金以外の一時的な余資を安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、合同運用指定金銭信託であり、短期間で決済されるため、価格変動リスクは低いと判断しております。また、投資有価証券は主に投資信託及び業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、販売管理規程に沿って与信管理を行い、リスク低減を図っております。

また、個別に回収期日及び残高を管理し、回収期日の大幅な遅延が懸念される取引相手の早期把握を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2023年10月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	293	293	—

当連結会計年度(2024年10月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	373	373	—

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「有価証券」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
非上場株式	20	20

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2023年10月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,839	—	—	—
売掛金	4,527	—	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
合同運用指定金銭信託	100	—	—	—
合計	15,466	—	—	—

当連結会計年度 (2024年10月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,260	—	—	—
売掛金	4,700	—	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
合同運用指定金銭信託	2,100	—	—	—
合計	22,060	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年10月31日）

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	56	—	—	56
投資信託	237	—	—	237
資産合計	293	—	—	293

当連結会計年度（2024年10月31日）

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	63	—	—	63
投資信託	309	—	—	309
資産合計	373	—	—	373

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価額等によっており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2023年10月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	56	19	36
債券	—	—	—
その他	237	64	172
小計	293	84	208
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	100	100	—
小計	100	100	—
合計	393	184	208

当連結会計年度 (2024年10月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	63	20	42
債券	—	—	—
その他	309	68	241
小計	373	89	283
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	2,100	2,100	—
小計	2,100	2,100	—
合計	2,473	2,189	283

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社においては、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。また、退職一時金の一部は、連結子会社が加入している中小企業退職金共済制度から支給されます。

当社においては、退職給付制度はありません。

なお、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	72	70
退職給付費用	7	10
退職給付の支払額	△0	△7
中小企業退職金共済制度への拠出額	△8	△7
退職給付に係る負債の期末残高	70	65

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 7百万円 当連結会計年度 10百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	79百万円	72百万円
売掛金	1	1
前受金	9	4
未払金	277	227
減価償却費	249	314
譲渡制限付株式報酬	5	10
退職給付に係る負債	23	22
その他	28	46
繰延税金資産合計	675	699
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△47	△70
繰延税金負債合計	△47	△70
繰延税金資産純額	628	628

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%	△0.1%
住民税均等割	0.2%	0.1%
法人税等の特別控除	△4.6%	△3.4%
その他	0.2%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.2%	27.4%

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位: 百万円)

	ソフトウェア	ハードウェア	保守サービス	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	10,219	13,396	—	1,208	24,824
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	836	8,059	—	8,895
顧客との契約から生じる収益	10,219	14,233	8,059	1,208	33,720
外部顧客への売上高	10,219	14,233	8,059	1,208	33,720

当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位: 百万円)

	ソフトウェア	ハードウェア	保守サービス	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	10,755	16,355	—	1,091	28,202
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	1,051	9,171	—	10,222
顧客との契約から生じる収益	10,755	17,407	9,171	1,091	38,425
外部顧客への売上高	10,755	17,407	9,171	1,091	38,425

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から、翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位: 百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	5,442	4,627
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	4,527	4,700
契約負債 (期首残高)	278	374
契約負債 (期末残高)	374	322

(注) 契約負債は主に、顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、234百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、205百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	1,531	1,733
1年超2年以内	1,333	1,426
2年超3年以内	1,076	1,155
3年超	1,873	2,032
合計	5,815	6,347

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

当社グループは、医療情報システム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当社グループは、医療情報システム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	ソフトウェア (百万円)	ハードウェア (百万円)	保守サービス (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への 売上高	10,219	14,233	8,059	1,208	33,720

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	ソフトウェア (百万円)	ハードウェア (百万円)	保守サービス (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への 売上高	10,755	17,407	9,171	1,091	38,425

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
1株当たり純資産額	6,052円69銭	6,964円67銭
1株当たり当期純利益	930円35銭	1,018円92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,864	5,328
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,864	5,328
普通株式の期中平均株式数 (千株)	5,229	5,230

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	31,642	36,431
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	31,642	36,431
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	5,227	5,230

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	10,389	21,981	29,199	38,425
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	2,503	5,215	6,146	7,336
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	1,726	3,610	4,262	5,328
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	330.24	690.46	815.08	1,018.92

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	330.24	360.21	124.67	203.85

(注) 第3四半期に係る四半期報告書は提出していませんが、第3四半期に係る各数値については金融商品取引所の定める規則により作成した四半期情報を記載しており、期中レビューは受けていません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,298	14,831
売掛金	4,349	4,379
有価証券	-	2,000
商品	3,432	2,115
仕掛品	502	428
前払費用	185	222
その他	※2 97	※2 203
貸倒引当金	△4	△4
流動資産合計	18,861	24,175
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 7,004	※1 6,500
構築物	99	91
工具、器具及び備品	330	387
土地	11,585	11,585
有形固定資産合計	19,020	18,564
無形固定資産		
借地権	0	0
ソフトウェア	15	13
その他	0	0
無形固定資産合計	16	14
投資その他の資産		
投資有価証券	237	309
関係会社株式	302	302
長期前払費用	46	70
繰延税金資産	583	586
その他	54	47
投資その他の資産合計	1,223	1,317
固定資産合計	20,259	19,896
資産合計	39,121	44,072

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 4,221	※2 4,539
未払金	※2 1,123	※2 1,059
未払費用	340	197
未払法人税等	1,057	1,216
未払消費税等	646	804
前受金	354	309
預り金	159	65
その他	-	0
流動負債合計	7,903	8,193
負債合計	7,903	8,193
純資産の部		
株主資本		
資本金	847	847
資本剰余金		
資本準備金	1,010	1,010
その他資本剰余金	916	934
資本剰余金合計	1,927	1,945
利益剰余金		
利益準備金	11	11
その他利益剰余金		
別途積立金	3,900	3,900
繰越利益剰余金	25,925	30,503
利益剰余金合計	29,837	34,415
自己株式	△1,514	△1,497
株主資本合計	31,097	35,711
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	119	167
評価・換算差額等合計	119	167
純資産合計	31,217	35,878
負債純資産合計	39,121	44,072

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
売上高	32,512	37,334
売上原価	※1 24,068	※1 27,993
売上総利益	8,443	9,340
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,176	※1, ※2 2,250
営業利益	6,267	7,090
営業外収益		
受取利息	※1 0	※1 1
有価証券利息	1	1
受取配当金	※1 38	※1 34
受取事務手数料	※1 9	※1 10
受取賃貸料	※1 20	※1 15
その他	9	2
営業外収益合計	79	66
営業外費用		
譲渡制限付株式関連費用	1	-
その他	0	1
営業外費用合計	1	1
経常利益	6,344	7,155
税引前当期純利益	6,344	7,155
法人税、住民税及び事業税	1,717	1,974
法人税等調整額	△77	△24
法人税等合計	1,639	1,949
当期純利益	4,704	5,205

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)		当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		8,953	76.7	9,620	76.0
II 外注費		73	0.6	107	0.9
III 経費		2,645	22.7	2,929	23.1
当期総製造費用		11,672	100.0	12,657	100.0
期首仕掛品棚卸高		322		502	
合計		11,994		13,160	
期末仕掛品棚卸高		502		428	
当期製造原価	※1	11,491		12,732	

(注) ※1 当期製造原価と売上原価の調整表

区分	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
当期製造原価	11,491	12,732
期首商品棚卸高	848	3,432
当期商品仕入高	15,161	13,944
合計	16,009	17,376
期末商品棚卸高	3,432	2,115
商品売上原価	12,577	15,261
売上原価	24,068	27,993

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	847	1,010	910	1,921	11	3,900	21,743	25,655
当期変動額								
剰余金の配当							△522	△522
当期純利益							4,704	4,704
自己株式の取得								
自己株式の処分			6	6				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	6	6	-	-	4,182	4,182
当期末残高	847	1,010	916	1,927	11	3,900	25,925	29,837

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,525	26,898	112	112	27,010
当期変動額					
剰余金の配当		△522			△522
当期純利益		4,704			4,704
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	11	18			18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			7	7	7
当期変動額合計	11	4,199	7	7	4,206
当期末残高	△1,514	31,097	119	119	31,217

当事業年度(自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	847	1,010	916	1,927	11	3,900	25,925	29,837
当期変動額								
剰余金の配当							△627	△627
当期純利益							5,205	5,205
自己株式の取得								
自己株式の処分			17	17				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	17	17	-	-	4,578	4,578
当期末残高	847	1,010	934	1,945	11	3,900	30,503	34,415

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,514	31,097	119	119	31,217
当期変動額					
剰余金の配当		△627			△627
当期純利益		5,205			5,205
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	17	35			35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			47	47	47
当期変動額合計	17	4,613	47	47	4,661
当期末残高	△1,497	35,711	167	167	35,878

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法により算定）

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

構 築 物 10～45年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、借地権については契約期間に基づく定額法によっております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、医療情報システム関連事業を主たる事業としており、顧客との契約から生じる収益に関して、主にソフトウェア売上、ハードウェア売上、保守サービス売上に区分しております。これらの区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

(ソフトウェア売上)

ソフトウェア売上は、主にオーダーリングシステム、電子カルテシステムをはじめとした医療情報システムの提供で構成されています。これらの売上については、システムが稼働し顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(ハードウェア売上)

ハードウェア売上は、主に医療情報システムの導入に伴い必要となるサーバー及びPC等の仕入れ販売で構成されています。これらの売上については、商品を顧客に引き渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(保守サービス売上)

保守サービス売上は、主に当社が提供する医療情報システムの保守サービスの提供で構成されています。保守サービスの提供については、契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(会計上の見積りの変更)

当社は、当事業年度において、社員寮（大阪）の取り壊しとオフィスビルへの建て替えを決定いたしました。これに伴い、除却見込みとなる固定資産について、取り壊し予定月（2025年3月）までの期間に耐用年数の見積りを変更しております。

その結果、従来の方法と比較して、当事業年度では減価償却費が62百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。また、翌事業年度の減価償却費が237百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少いたします。

(貸借対照表関係)

※1 圧縮記帳額

前事業年度（2023年10月31日）

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物9百万円であります。

当事業年度（2024年10月31日）

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物3百万円であります。

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
短期金銭債権	17百万円	20百万円
短期金銭債務	107	104

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
営業取引による取引高		
収入	7百万円	7百万円
支出	539	620
営業取引以外の取引高	55	53

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
従業員給与	777百万円	901百万円
減価償却費	64	69
租 税 公 課	345	296
おおよその割合		
販 売 費	19.9%	22.1%
一般管理費	80.1	77.9

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度 (2023年10月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 302百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度 (2024年10月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 302百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	72百万円	71百万円
売掛金	1	1
前受金	9	4
未払金	270	227
減価償却費	249	314
譲渡制限付株式報酬	5	10
その他	9	13
繰延税金資産合計	618	642
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△34	△56
繰延税金負債合計	△34	△56
繰延税金資産の純額	583	586

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%	△0.1%
住民税均等割	0.2%	0.1%
法人税等の特別控除	△4.8%	△3.4%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.8%	27.2%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 (重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」の記載と同一であるため、記載を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	7,004	0	0	504	6,500	3,281
	構築物	99	2	0	10	91	117
	工具、器具及び 備品	330	190	—	134	387	1,032
	土地	11,585	—	—	—	11,585	—
	計	19,020	193	0	649	18,564	4,431
無形固定資産	借地権	0	—	—	0	0	0
	ソフトウェア	15	3	—	5	13	80
	その他	0	—	—	0	0	0
	計	16	3	—	5	14	80

(注) 1. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	本社のネットワークLAN設備	73 百万円
	本社データセンターのサーバー等	59 百万円
	導入作業用のサーバー等	24 百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4	4	4	4

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで
定時株主総会	1月
基準日	10月31日
剰余金の配当の基準日	4月30日 10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.softs.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第55期) (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日) 2024年1月29日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年1月29日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第56期第1四半期 (自 2023年11月1日 至 2024年1月31日) 2024年3月8日近畿財務局長に提出

第56期第2四半期 (自 2024年2月1日 至 2024年4月30日) 2024年6月7日近畿財務局長に提出

(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度(第54期) (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日) 2024年12月25日近畿財務局長に提出

事業年度(第55期) (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日) 2024年12月25日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年1月23日

株式会社ソフトウェア・サービス
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 信之

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトウェア・サービスの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトウェア・サービス及び連結子会社の2024年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

新規導入案件等に係るソフトウェア販売の収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、オーダーリングシステム、電子カルテシステムをはじめとした医療情報システムの開発・販売・導入、保守サービスの提供、及びハードウェア等の販売を行っている。注記事項（収益認識関係）の記載のとおり、当連結会計年度の連結売上高のうち、ソフトウェア売上高は10,755百万円であり、全体の28.0%を占める。</p> <p>（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準に従い、会社はシステムが稼働し顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、ソフトウェア売上を計上している。その検収時期は、顧客が選択するサブシステムの変更・追加や稼働予定時期の見直し等により、当初の予定よりも遅れる場合があるため、ソフトウェアの導入現場における検収の実質的な完了時期については、慎重に判断する必要がある。</p> <p>特に医療情報システム一式を新規に導入ないし更新する案件（以下「新規導入案件等」という）に係るソフトウェアは、1件当たりの売上高や利益が連結財務諸表に与える金額的影響が比較的大きく、業績予想の達成の成否を左右する重要な要素である。</p> <p>そのため、当監査法人は新規導入案件等に係るソフトウェア売上の期間帰属の妥当性を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、新規導入案件等に係るソフトウェア販売の収益認識を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 新規導入案件等に係る売上計上に関連する一連の内部統制の整備・運用状況を検討した。特に、検収手続に係る社内確認証への適切な承認と顧客から受領した検収書の確認に基づく売上計上に関連する内部統制を検討した。</p> <p>(2) 新規導入案件等を全件抽出し契約書の査閲や売上債権の回収状況、検収後の重要な原価の発生の有無を検討した。</p> <p>(3) 上記(2)の検討により、実質的に検収が完了しているかにつき特に慎重な検討が必要であると評価される案件を抽出して以下①から④の手続を実施し、売上の期間帰属の妥当性について検討した。</p> <p>① 回収遅延や検収後の重要な原価の発生理由、及び今後の見込みについての質問と回答の合理性の検討</p> <p>② 検収書等の各種証憑の査閲と取引記録との照合</p> <p>③ ソフトウェア売上の計上時期と当該案件に係る保守サービスの売上開始時期との整合性の検討</p> <p>④ 期末日の売上債権の残高確認の実施</p> <p>(4) 上記(3)で抽出した案件以外の新規導入案件等については、監査サンプリングにより抽出されたサンプルに対して、上記②から④の監査手続を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソフトウェア・サービスの2024年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ソフトウェア・サービスが2024年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月23日

株式会社ソフトウェア・サービス
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 信之

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトウェア・サービスの2023年11月1日から2024年10月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトウェア・サービスの2024年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

新規導入案件等に係るソフトウェア販売の収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（新規導入案件等に係るソフトウェア販売の収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。